

開発との共存：「北海道・北東北の縄文遺跡群」の事例から

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部

【日本の埋蔵文化財行政における開発計画と遺跡保護】

日本における埋蔵文化財行政では、遺跡の把握・周知から始まり、現状保存を基本としているものの、開発事業計画との調整を行った上で、記録保存の調査を行っているのが現状である（小野・岸本 2005）。本発表では、日本列島で成立・発展した先史文化である縄文文化（BC13,000～BC400 年）を具体的に示す考古遺産で、日本の世界遺産暫定リストに掲載されている縄文遺跡群を題材に、開発事業者との調整の結果、開発計画の中止や変更、遺跡に影響を与えない安全な工法の採用等により、遺跡の現状保存に成功した事例を紹介する。

【事例：鷲ノ木遺跡（北海道森町）と道路建設】

2003 年に町教育委員会が実施した北海道縦貫自動車道建設工事に伴う発掘調査によって、1 m ほどの火山灰下から良い保存状態で、道内最大規模の環状列石等を持つ本遺跡が発見された。自動車道は地域の経済発展を支える社会資本として、火山噴火や津波等自然災害に際しての避難路として期待されるものであり、道路建設にあたって遺跡保存が課題となった。遺跡の学術的重要性に鑑み、町や開発事業者等による協議の結果、2005 年 2 月に開削工法からトンネル工法への計画変更による環状列石の現状保存が決定し、遺跡は 2006 年に史跡に指定された。

保存範囲前後の橋梁等が既に完成しており、工事期間や経済性、さらに環状列石周辺の遺跡保護の観点から、路線や道路縦断面の変更は現実的でなかったことから、新たな工事計画内容としてトンネル工法のなかでも土被りが 3m 以下で遺跡の現状保存を可能とする、パイプルーフ工法が選択された。遺跡保存を目的としたトンネル工事は、特に今後の保存整備や工事施工の安全面から、構造強度について詳細な検討が行われ、工事期間中に地表面の三次元変異の経過観察が行われた。必要に応じて人力での掘削を行い、垂直方向に 10 mm 程度の沈下が計測されたものの遺跡への影響はないと判断されたことから、工事は 2011 年に完了し、道路は同年に供用開始している。今後町教育委員会では、環状列石の礫の劣化防止を行いながら、遺跡公園の整備を計画している。

（注）環状列石部分は非開削による 45m のトンネル構造とし、その両側の 15m と 25m の範囲には開削後、カルバートボックスの設置を行い、全長 85m のトンネルとするものであった。非開削部分は、土被りが 2.3～2.8m という現場条件や施工実績から、R&C (Roof&Culvert) 工法と、ESA（無限自走前進）工法が併用された。

【事例：三内丸山遺跡（青森県青森市）と野球場建設】

1992-1994 年の運動公園建設事業に伴う緊急調査において、本遺跡から膨大な量の遺構・遺物が出土し、青森県のみならず日本全体に縄文ブームを呼び、保存論議が巻き起こった。一部では建設工事が進んでいたにもかかわらず、遺跡の重要性に鑑み、青森県は約 38ha の範囲を保存・活用することとし、この時点で遺跡は開発から免れた。1997 年に史跡、2000 年に特別史跡指定を受けた本遺跡は、「青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画」及び文化財保護法に基づいて保存管理・調査・整備が、また都市公園内の遺跡ゾーンとして縄文時代遺構の露出展示や植生も含めた復元整備がなされており、保存活用・普及啓発の取組みが行われる一方、継続的な発掘調査によって全体像が明らかにされつつある。

【事例：伊勢堂岱遺跡（秋田県）と道路建設】

空港アクセス道路建設に先立つ分布調査で発見され、1995 年から、秋田県教育委員会が道路

建設に先立っての記録保存調査を実施した。調査の進展に伴い遺跡の重要性が明らかになり、地元の高い要望もあって、1996年に道路事業者である秋田県知事が現地保存を決定した。

北秋田市教育委員会が継続的に調査を行い、4つの環状列石を中心とする縄文時代の祭祀跡であることが把握され、2001年には約16haが史跡に指定された。これを受けて、約20年間中断していた道路建設事業は再開されたが、建設にあたっては遺跡からの景観に十分配慮して、遺跡の所在する台地北側の谷底を通す設計とした。また、北秋田市が建設する遺跡のガイダンス施設等との連携も考慮しており、文化財との調和を意図した計画となっている。

【事例：御所野遺跡（岩手県）と農工団地造成】

本遺跡は市街地に近く広い平坦面を持つことから、町の都市計画区域の工業専用地域に指定されていた。1989年に農工団地の造成計画を受けて、記録保存調査を行ったところ、中央部に配石遺構群が、その周囲に多くの竪穴建物跡が分布することが確認された。発掘調査説明会には、研究者や地域住民が参加し、遺跡の学術的重要性がマスコミでも取り上げられた結果、遺跡保存か開発かを問う社会問題に発展した。町教育委員会は、遺跡は保存し史跡公園として活用してほしいという意見を出し、また、町議会に対して請願が提出されるなど、遺跡保存に対する地域住民の要望も高まった。1990年に町長は、開発を断念し、遺跡保存と史跡公園として活用することを表明した。その後の調査成果を受けて、最終的に台地全体を保存することとなった本遺跡は、1993年に史跡指定が、1994～1999年に周辺も含めた土地公有化が進められた。結果として周辺景観も加えた史跡整備がなされ、遺跡保護がより確実なものとなった。

【縄文遺跡群における「顕著な普遍的価値」の保存】

縄文遺跡群は、地上で視認できる遺構が限定される以上、範囲を事前に把握することが困難な、地下に埋蔵された考古学的遺産である。北海道・北東北の18箇所の構成資産には、その多くで開発計画があったにも関わらず、縄文遺跡群全体が表す顕著な普遍的価値（OUV）、つまり、「狩猟・採集・漁労を生業の基盤として定住を達成した」ことと、「1万年間の環境変動に適応し、自然と共生しながら持続的発展を遂げた」ことを証明する遺構を確実に保護することができた。このような成果は、日本の埋蔵文化財保護行政の実効性を示すとともに、地元住民の理解と後押しを基盤とするものである。文化財行政には、これらの遺跡を将来に渡って守り、活用していく社会的責任があるといえる。地下に埋蔵され地上から見えにくい遺跡は日本だけに見られるものでなく、また開発圧はどの国の遺跡にも脅威となりうることから、開発圧との共存を可能とする保護措置の必要性を本例から提起したい。